

障害者雇用率の算定誤りについて（教育委員会）

教育委員会の平成30年6月1日現在の障害者雇用状況について、障害者雇用率の算定誤りが判明しましたので、お知らせします。

1 概要

平成30年6月に国へ報告した障害者数のうち、採用後に算入した32人に対し、障害者手帳等の確認作業等を行ったところ、厚生労働省ガイドラインに定められた基準を満たさずに以下のとおり、障害者として誤って算入した職員がいた。

<障害者として誤って算入した職員数（平成30年6月1日現在）>

	人	ポイント換算※
(1) 自己申告等により算入していたが、障害者手帳等を所持していない職員	7	8
(2) 算入対象外である週20時間未満の短時間勤務職員	6	4.5
合計	13	12.5

※「ポイント換算」とは、雇用率の算定に使用する数値であり、労働時間や障害の種類・程度により、人数を換算したもの。

2 原因

- (1) 厚生労働省のガイドラインでは、障害者の把握・確認は障害者手帳等で行うこととしている一方、プライバシーに配慮して申告や手帳の取得を強要したりしないこと、などの記述があることから、手帳の確認は必ずしも必須ではないと誤って解釈をしていたこと。
- (2) 勤務時間に係る規定改正に伴い、勤務時間が週20時間から週20時間未満となった職員について、算定人数から除外せずに、誤ってそのまま算入していたこと。
- (3) 週20時間勤務の非常勤職員について、通年では週20時間に満たない職員も含まれていたこと。

3 障害者雇用率等の状況

	人	ポイント換算	実雇用率(%)
6/1 報告値	64	81	2.05
修正後数値	51	68.5	1.74

(法定雇用率：2.40%)

4 今後の対応

- (1) 法定雇用率の達成に向けて引き続き障害者雇用の拡大に努めていく。
- (2) 厚生労働省のガイドラインに沿った算定手続きを徹底する。